

大阪府立青少年海洋センター指定管理者の評価について

1. 経緯・目的

- 平成 18 年度より、指定管理者による公の施設の運営を実施
- 平成 23 年度より、指定管理者のその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、外部有識者による指定管理者評価委員会を設置し、モニタリング（※）を実施
（※府と指定管理者が業務について、点検・評価を行い、それをフィードバックすることで府民サービスの向上につなげていくためのもの）

2. 評価方法

(1) 評価方法

- 施設所管課において、評価委員会の意見（評価項目・評価基準等）を踏まえた「指定管理運営業務評価票（以下、評価票）」を作成し、指定管理者が事業計画書等に基づき施設を適切に運営しているかについて、毎年度、施設所管課として項目ごとの評価及びそれらを総括した年度評価を行い、評価結果を評価委員会に報告する。

(2) 各種評価及び減点措置

- 項目ごとの評価、各年度の項目ごとの評価を総括した「年度評価」、その「年度評価」をさらに総括した「総合評価」及び「最終評価」を実施する。
- 総合評価結果が最低評価であった事業者から次期指定管理者の公募に再度応募があった場合には、選定の審査の際に減点措置を講じる。

(3) 評価の基準

- モニタリング評価は、次の基準により行う。
- 項目ごとの評価は、次の4段階評価とする。
 - S（計画を上回る優良な実施状況）
 - A（計画どおりの良好な実施状況）
 - B（計画どおりではないが、ほぼ良好な実施状況）
 - C（改善を要する実施状況）
- 年度評価は、次の4段階評価とする。
 - S（項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。）
 - A（項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない。）
 - B（S・A・C以外）
 - C（項目ごとの評価のうちCが2割以上。又は、Cが2割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合）
- 総合評価及び最終評価は、次の4段階評価とする。
 - I（評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。）
 - II（評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない。）
 - III（I・II・IV以外）
 - IV（評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。）
- 総合評価がIVとなった場合には、次回の指定管理者選定時に減点措置を講じる。

3. 評価の実施体制

(1) 役割分担

- 施設所管課
 - ・ 評価票の作成
評価委員会の意見（評価項目・評価基準等）を踏まえた「指定管理運営業務評価票（以下、評価票）」を作成する。
 - ・ 評価及び結果報告（下図③④⑤）
指定管理者が事業計画書等に基づき施設を適切に運営しているかについて、指定管理者の自己評価の報告を踏まえ、施設所管課として評価を行い、評価結果を評価委員会に報告する。

- ・ 対応方針の策定（下図⑨⑩⑫）

評価委員会による評価チェック及び指摘・提言を踏まえ、「対応方針」を策定する。

- ・ 最終評価

指定管理期間の最終年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を行い、評価委員会に報告する。

○指定管理者

- ・ 自己評価（下図①②）

「評価票」の各項目について自己評価を行い、評価結果を施設所管課へ報告する。

- ・ 次年度事業計画書等の作成（下図⑬）

「対応方針」の内容を次年度の事業計画等に反映させる。

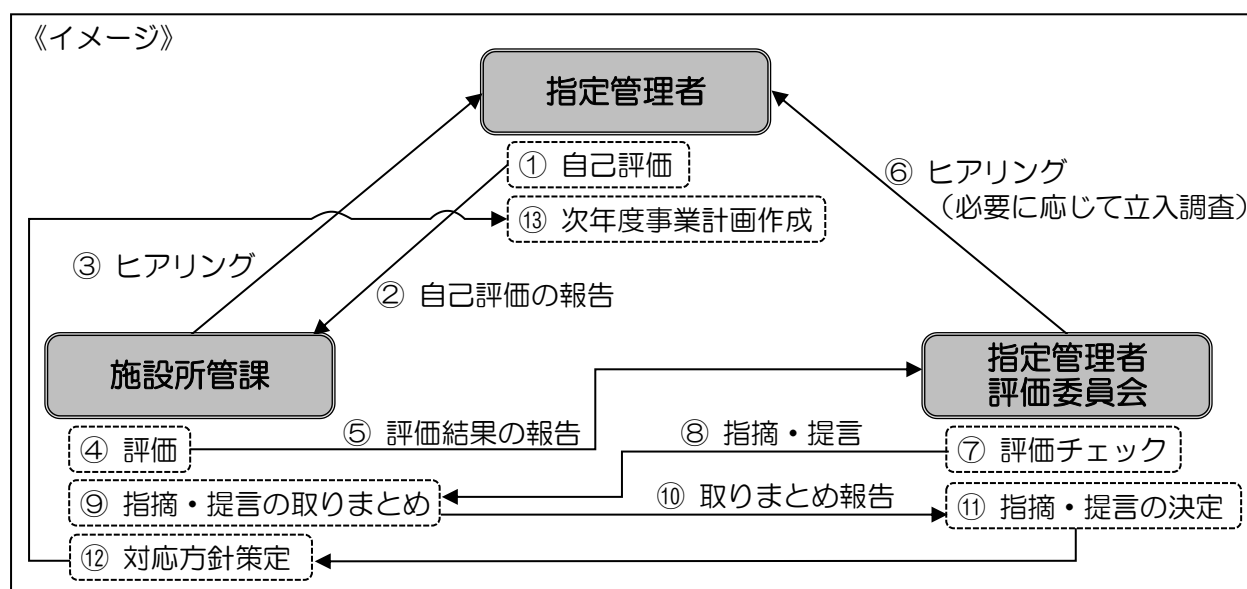
○指定管理者評価委員会

- ・ 評価チェック及び指摘・提言（下図⑥⑦⑧⑪）

施設所管課の評価等について報告を受け、評価チェックを行い、施設所管課に対して指摘・提言を行う。

（２）評価の流れ・スケジュール

○評価の流れ



○基本スケジュール

時期	内容
5～6月	【第1回評価委員会】 当年度「評価票」の評価項目・評価基準を決定
12月	① 指定管理者：「評価票」により自己評価 ② 指定管理者：施設所管課へ自己評価結果を報告
1月	③ 施設所管課：指定管理者に対し、自己評価結果内容をヒアリング ④ 施設所管課：指定管理者の自己評価結果に対し、施設所管課として評価
2月上旬 ～2月中旬	【第2回評価委員会】 ⑤ 施設所管課：評価委員会へ施設所管課としての評価結果を報告 ⑥ 評価委員会：指定管理者に対し、自己評価結果内容をヒアリング ⑦ 評価委員会：施設所管課の評価結果に対し、点検を実施 ⑧ 評価委員会：施設所管課へ指摘・提言
2月中旬 ～2月下旬	⑨ 施設所管課：評価委員会の指摘・提言を取りまとめ ⑩ 施設所管課：評価委員会へ取りまとめた指摘・提言を報告 ⑪ 評価委員会：本年度の「評価票」に対する指摘・提言を決定
2月下旬 ～3月下旬	⑫ 施設所管課：評価委員会の指摘・提言を踏まえ、「対応方針」を策定 ⑬ 指定管理者：「対応方針」を踏まえ、次年度の事業計画等を作成
3月下旬	府ホームページにて、「評価票（評価結果）」及び「対応方針」を公表